

平成30年度「沖縄若年者グローバルジョブチャレンジ事業 (海外ジョブチャレンジ事業)」 業務委託企画提案コンペ実施要領

本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 業務名

平成30年度「沖縄若年者グローバルジョブチャレンジ事業(海外ジョブチャレンジ事業)」に係る業務委託

2. 事業期間

契約締結の日～平成31年3月29日まで

3. 事業目的

県内大学生、短期大学生、専門学校生、高等専門学校生(以下「大学生等」という。)を対象に、アジアを中心に海外での就業体験等を実施して就職に関する視野を広げ、新規学卒者無業者率及び若年者の失業率等の改善を図るため、自ら国内外へ就業機会を獲得する積極性とチャレンジ精神を醸成する。

4. 予算額

委託料 43,316 千円以内(消費税及び地方消費税を含む)とする。

※ 企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

5. 事業概要

- (1) グローバルな職業観の醸成と積極性の向上を図るため、アジアを中心に事業展開を行っている日本人経営者等の下で、最大14日間程度の海外就業体験プログラム(以下「短期インターンシップ」という。)の実施。
- (2) グローバルな職業観の醸成と海外ビジネス慣習等への理解を深めるため、アジアを中心に事業展開を行っている日本人経営者等の下で、概ね1か月程度のインターンシッププログラム(以下「インターンシップ(1ヶ月コース)」という。)の実施。

6. 委託業務内容

平成30年度「沖縄若年者グローバルジョブチャレンジ事業(海外ジョブチャレンジ事業)」に係る業務委託 企画提案仕様書のとおり

7. 参加資格

次の要件を全て満たす法人、または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

(コンソーシアムの場合、全ての構成員が満たすべき要件)

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(※)の規定に該当する者でないこと。(ただし、一般競争入札参加資格を欠く者を除く。)
- ② 本業務を履行することができる体制が整備されていること。

- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である
- イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

(コンソーシアムの場合、構成員全体(構成員のうち1者以上)で満たすべき要件)

- ⑤ 地方公共団体等から就職支援業務またはキャリア教育の実施に関する業務等の委託を過去3年以内に受けたことがある者。
- ⑥ 県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合せに円滑に対応できる体制を有すること。
- ⑦ 職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)に定める「職業紹介事業者」であること。
- ⑧ 本事業の企画コンペ実施説明会に参加した者であること。

(コンソーシアムの場合、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。)

- ⑨ 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- ⑩ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- ⑪ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

(コンソーシアムの構成員として企画コンペ参加申請を行う場合は、以下の要件も満たすこと。)

- ⑫ コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。
- ⑬ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加していないこと。

※地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

8. 業務委託仕様、企画提案書、提案・実施要件について

平成30年度「沖縄若年者グローバルジョブチャレンジ事業(海外ジョブチャレンジ事業)」に係る業務

委託 企画提案仕様書のとおり

9. 今後のスケジュール等について

- (1) 企画コンペ実施説明会参加申込受付期間
- ① 期 間: 公告の日から 平成30年2月22日(木) 17時00分 まで
 - ② 申込方法: 沖縄県電子申請システムにて申し込むこと。
 - ③ 記入内容: 企業名、説明会参加者氏名(1名)、連絡担当者氏名等を明記すること。また今後は、原則として、連絡担当者あてのメールを情報提供等の手段とする。
- (2) 企画コンペ実施説明会
- ① 日 時: 平成30年2月23日(金) 10時00分 ~ 11時00分
 - ② 場 所: 沖縄県庁11階 第5会議室
- (3) 質問事項受付期間
- ① 期 間: 説明会の日から平成30年2月28日(水) 17時00分 まで
 - ② 質問方法: 質問は沖縄県電子申請システムにて提出すること。
 - ③ 回答方法: 質問のあった事項については、その都度、説明会に参加した者全員に対してメールにて回答する。なお、第1回目の回答に際しては、登録メールアドレスの確認のため、必ず返信を行うこと。
 - ④ 最終回答日: 平成30年3月5日(月)
- (4) 企画コンペ参加申込期限
- ① 申込期限: 平成30年3月7日(水) 17時00分
 - ② 提出書類: 下記書類を全て提出すること。

<ul style="list-style-type: none"> ア. 【様式1】企画コンペ参加申請書…1部 イ. 【様式2】会社概要 ウ. 【様式3】業務実績 エ. 【様式4】誓約書 	}	各構成員1部ずつ。 「7. 参加資格」の②の実績がわかる資料であること。
<ul style="list-style-type: none"> オ. 職業紹介事業者の許可証等(写し)…1部 カ. コンソーシアム協定書(別添資料3参考)…1部 キ. 貸借対照表(直近3期分) ク. 損益計算書(直近3期分) ケ. キャッシュ・フロー計算書(直近3期分) 	}	各構成員9部ずつ。
 - ③ 提出場所: 沖縄県商工労働部雇用政策課(沖縄県庁8階)
 - ④ 提出方法: 持参もしくは郵送(必着)により提出すること(提出期限厳守)。なお、郵送の場合は書留郵便とすること。
 - ⑤ 結果通知: 平成30年3月14日(水) ※参加不可の場合にのみ、通知する。
- (5) 企画提案書等の提出
- ① 提出期限: 平成30年3月9日(金) 17時00分
 - ② 提出書類: 企画提案書の内容・体裁については、別紙企画提案仕様書を参照のこと。

<ul style="list-style-type: none"> ア. 【様式5】「企画提案応募申請書」…1部 イ. 企画提案書 ウ. 実施体制図 エ. 経費見積書 	}	…9部
オ. 【様式6】「提案内容説明資料」…電子メールにて担当者あて提出すること。		
 - ③ 提出場所: 沖縄県商工労働部雇用政策課(沖縄県庁8階)
 - ④ 提出方法: 持参もしくは郵送(必着)により提出すること(提出期限厳守)。なお、郵送の場合は

書留郵便とすること。

イ. 企画提案書、ウ. 実施体制図、エ. 経費見積書を1セットとして、ホッチキス等で綴ること。

(6) 第一次審査(書類審査)

雇用政策課において【様式6】「提案内容説明資料」を中心に書類審査を行い選定する。

① 結果通知日:平成30年3月14日(水)

選定された業者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の場所と時間を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。

(7) 第二次審査(プレゼンテーション)

選定委員会において提案書の内容や経費等を審査し最も優れた提案者を決定する。

日 時:平成30年3月22日(木) 午後(予定)

(8) 委託業者決定

① 決定通知:沖縄振興特別推進交付金の交付決定がなされた後、通知する。

10. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (6) 本業務の受託者として選定された場合、本業務の実施の状況及び実施した結果を、今後当該課が実施する企画コンペ等において受託者選定の参考にすることがある。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号(※)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

※沖縄県財務規則

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しない

こととなるおそれがないとき。

11. 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
沖縄県商工労働部雇用政策課雇用対策班
担当: 新里(シンザト)
電話: 098-866-2324
FAX: 098-866-2349
E-mail: shnztohr@pref.okinawa.lg.jp